

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第96号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年8月8日 12時50分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港の二見地区ポートパーク前面水域 東播磨港二見南防波堤灯台から真方位321°1,020m付近 (概位 北緯34°41.79' 東経134°52.76')
事故等調査の経過	平成26年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 小型兼用船 住吉丸、4.7トン HG3-60014（漁船登録番号）、個人所有 第260-42676号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート MARIYA、2.4トン 260-45042兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 両舷外板に破損、中央隔壁に亀裂 B ドライブユニットに破損、プロペラに曲損
事故等の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、二見地区ポートパークにおいて、‘係留杭の撤去及び新設工事’（以下「本件工事」という。）の警戒作業に就いており、ポートパークの北側の前面水域において、クレーン台船の後方でクレーン台船に船首を向けて機関を用いて停留していたところ、船長Aが、左舷方に作業区域へ近づいてくるB船を認めた。 船長Aは、B船がポートパークに係留する船であり、本件工事が行われることを知っているはずなので、いずれ進路を変えてA船の船尾方を航行するものと思ってB船から目を離し、右舷方の状況を確認した後に左舷方に向き直ったところ、B船の船首がA船の船橋に向かって接近していたので衝突のおそれを感じ、機関を後進としたが間に合わず、平成26年8月8日12時50分ごろ、A船の左舷中央部とB船の船首とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人3人を乗せ、約11ノットの速力で、東播磨港を二見地区ポートパークに向けて西進していた。 船長Bは、左舷前方にクレーン台船を認め、クレーン台船の船尾を見ながら航行していたところ、クレーン台船の船尾からワイヤが海中

	<p>に延びており、ワイヤを避けるために針路を右に転じてワイヤとの間隔をとった後に元針路に戻した際、クレーン台船から大きな音が聞こえたので、左舷方となったクレーン台船を見ていたところ、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝撃を感じて主機の回転数を下げた後、右舷方の至近にA船の操舵室があることに気付き、B船が衝突してA船に乗り揚げたことを知り、しばらくしてB船が着水したので船長Aと協議した後、自力で航行してポートパークに着棧した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 しゅう雨、風向 北北東、風力 3</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約0.3m</p>
その他の事項	<p>A船は、甲板上高さ約6mに、警戒船と書かれた約1m四方の赤い旗を掲げていた。</p> <p>船長Bは、本件工事が行われることを知っていたものの、出港の際にクレーン台船を認めなかったため、本件工事が開始されるのはまだ先だと思っていた。</p> <p>ポートパークの前面水域は、対岸まで約170mの可航幅があり、本件工事施工会社は、対岸から約120mの水域を一般船舶の通航路とすることをポートパークの利用者に書面で通知していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、東播磨港の二見地区ポートパーク前面水域で停留中、船長Aが、左舷方に本件工事の作業区域へ近づいてくるB船を認めたものの、いずれ進路を変えてA船の船尾方を航行するものと思ってB船から目を離し、見張りを適切に行っていなかったことから、B船がA船に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東播磨港の二見地区ポートパーク前面水域で西進中、船長Bが、左舷方のクレーン台船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に向けて航行していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、東播磨港の二見地区ポートパーク前面水域において、A船が停留中、B船が西進中、船長Aが、左舷方に本件工事の作業区域へ近づいてくるB船を認めたものの、いずれ進路を変えてA船の船尾方を航行するものと思ってB船から目を離し、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、左舷方のクレーン台船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・見張りを適切に行うこと。